

2017年5月17日

## 閉鎖会社における株式の集約化について

あさひ法律事務所

パートナー弁護士 金子憲康

### 1. はじめに

閉鎖会社を運営する場合において、株式が多数の株主に分散していることが問題となることがある<sup>[1]</sup>。本稿は、株式が分散する原因とその問題点を概説したうえで、その分散を防止し、又は分散した株式を集約化する複数の手法について紹介する。

### 2. 株式分散の原因とその問題点

平成2年の商法改正まで、株式会社を設立するには、発起人が7名以上必要であった。発起人は株式を引き受けることから、平成2年改正法施行前に設立された株式会社の場合には、会社規模の大小を問わず、設立時点から株主が7名以上存在していたのである。もちろんそれ以降に設立された会社についても、親族や取引先を設立当初の株主に加えることが必要であった等の事情から、設立時点から比較的多数の株主を擁していた会社もある。

設立から時間が経過していくと、これらの株主について相続が開始し、あるいは個別に株式譲渡等が行われ、さらに株主が増えていく。もちろん、経営者自身に相続が開始し、その際に後継者に株式を集中できなかつたために、株式が分散していくこともある。これが、社歴が比較的長い中小企業の場合に見られる株式分散の典型的な原因である。

それでは、閉鎖会社において、株式が分散していること（株主が多数存在すること）の何が問題か。それは会社によって異なるが、以下のような問題点が挙げられる。

#### ① 株主の特定が困難

多くの会社において、創業者は自己を含めて7名もの出資者を必要ともせず、そのため、創業者は、親族や知人等、事業と関係の薄い者に依頼してわずかなシェアの出資を求めて、発起人の人数を揃えることが少なからず見られた。そのようにして人数を揃えた「株主」を抱えた会社においては、株主総会を中心とする会社と株主のコミュニケーションは希薄であることが通常であり、会社創業から時間が経つにつれて、創業者の相続や代変わり、そし

---

<sup>1</sup> 厳密には分散の弊害がより大きいのは、「株式」の分散よりも「議決権」の分散であるが、無議決権株式を発行することは例外的であるため、多くの会社で「株式の分散」は「議決権の分散」と同義となる。そこで本稿では簡易に「株式の分散」と呼ぶこととする。

て発起人の相続等も発生し、設立当時の状況が曖昧になっていくことも必然である。名義にかかわらず実際の資金を出した者が株主であるというのが最高裁判所の判断ではあるが、仮に実際の資金を創業者が出したという事実があったとしても、時間の経過によって客観的な証拠も証言も失われていき、もはや「明らかに名義株主」と断定できるだけの資料も存在しなくなってくる。継続的に株主名簿の管理をしている会社であれば、株主名簿の記載を基準に事務処理しても問題ないが、株主名簿が整備されていなかったり、適時の書換えをしなかったりしてその正確性に確信がないのであれば、誰を株主として扱うのが正しいのかが分からなくなる。通常の株主総会議案（決算承認や役員を選任）については問題ない（問題が顕在化しない）としても、いざ企業再編を行う、M&Aとして事業譲渡を行うなどといった重要な局面においては、株主が確定できないという問題は、株主総会決議の瑕疵につながる重大なリスクとなって相手方がこれを嫌うため、取引前に破談に終わることにもなりかねない。

#### ② 株主総会開催コスト

多数の株主が存在する場合、株主総会を円滑に執り行うために、会場の確保、株主総会招集通知の作成・発送、議案に賛成する議決権確保のための事前の根回し負担等々、付随的・間接的な負担とコストがかかる。

#### ③ 問題株主の介入

上記のとおり、株式が分散していくと、会社ないし会社経営者との関係が希薄な株主が混ざる可能性が増すことになる。その場合、株主相互の信頼関係を基礎とするはずの閉鎖会社の利点が失われるばかりでなく、中には自己の利益のみを考えて権利主張する問題株主が介入してくることもありえる。

#### ④ 迅速な意思決定を阻害

例えば社長や役員、その親族の保有株式で議決権の100%を占めている場合には、一定の事項については株主総会決議により決定する必要はあるとしても、株主全員の同意により、株主総会招集手続を省略したり書面決議を採用するなどして、迅速・機動的に意思決定を行うことが可能である。しかし、会社と関係の薄い株主が多数含まれている場合には、例えば臨時株主総会を開催するときは基準日を定めてそれを公告する必要がある等、適法な手続を踏んで行うために相当な日数と手続負担を必要とする。

#### ⑤ 株式の評価方式

その他、財産評価基本通達上、株式の評価方式において、中心的な同族株式がない場合には、同族株主は少数株主であってもその保有株式につき原則的な評価方法が採用される

こととなるが、原則的評価方法はその他の評価方法の場合に比べて高額となることが多いために、相続の場面において多くの同族株主（の相続人）に不利益が生じることにもなりかねないという問題も生じる。

### 3. 株式分散防止又は集約化の手法

株式が分散すると、これらの問題が生じうるが、株式の分散を防止し、又は分散した株式を集約化するためには、以下のような手法が用いられている。

①	株式譲渡制限
②	相続人等に対する売渡請求
③	所在不明株主の株式売却許可申立て
④	経営者又は後継者による株式譲受け
⑤	会社による自己株式取得
⑥	従業員（役員）持株会制度の導入・活用
⑦	経営者又は後継者に対する第三者割当増資
⑧	特別支配株主の株式等売渡請求
⑨	株式併合を利用したスクイーズアウト
⑩	全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト

以下では、これらの制度の概要を個別に紹介していくこととする。

なお、筆者は、上記⑩全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトの変化球とも言うべき、全部取得条項付種類株式を利用して既存株主に無議決権株式を交付するスキームを実施したことがある。これについては、本稿の最後に簡単にご紹介したい。

#### （1）株式譲渡制限

株式譲渡について、会社（株主総会、又は取締役会設置会社においては取締役会）の承認を必要とするものであり（会社法（以下「法」という。）2条17号、107条2項1号、139条1項）、ほとんどの非上場企業の定款にはその旨の定めが置かれていると思われる。株式分散防止対策の基本であるが、自然人の場合には相続、法人の場合には合併及び会社分割という一般承継（包括承継）による株主の増加・変更を回避することはできない、という限界がある。

#### （2）相続人等に対する売渡請求

閉鎖会社は、定款に定めることにより、相続、合併又は会社分割という一般承継により譲

渡制限株式を取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる（法174条）。現行の定款にその旨の定めがないのであれば、株主総会の特別決議により定款変更を行うことによってこの制度を導入できる。

会社は、この定款の定めに従って相続人等の一般承継人から株式を取得しようとする場合、株主総会の特別決議により売渡しの請求をする株式の数と、請求をする株式を有する者の氏名（又は名称）を定める（法175条1項）。

そして、この特別決議がなされた場合には、会社は、請求する株式の数を明らかにした上で、当該決議において定められた一般承継人に対し、自己株式の売渡しを請求することができる（法176条1項本文、2項）。

その場合の売買価額は、まず会社と一般承継人との間で協議により定め、その協議が整わない場合には、会社又は一般承継人の申立てにより裁判所が決定することとなる（法177条）。

この制度を採用するにあたり留意すべき点は、売渡しの請求を受ける株主（一般承継人）は、当該株主総会決議についての議決権を行使することができず（法175条2項）、これは議決権割合に関係なく、例えば最大の議決権割合を有している者についても適用されるということである。すなわち、議決権割合のマジョリティを握る経営者がその子に会社を承継させるつもりであっても、株式を売買や贈与等により子に移転する前に相続が開始してしまった場合は、経営者が保有していた株式についてもこの売渡請求の対象とされることになるものであり、議決権割合でマイノリティの立場にあった者が社長の死を契機に、後継者に関する社長の遺志に反して会社を支配するという事態も起こりかねない。したがって、この制度を採用する際には、経営者の株式の取扱いについても、事業承継計画とともに検討しておく必要がある。

### （3）所在不明株主の株式売却許可申立て

株主名簿には記載があるものの、長年その所在が知れない株主が存在することがある。①株主に対してする通知又は催告が、5年以上継続して到達しなかったとき及び②その株主が、継続して5年間剰余金の配当を受領しなかったときの2要件が備わったときは、会社は、当該株式を競売することができる（法197条1項）。市場価格のある株式は会社法施行規則38条で定める方法によって算定された額で、市場価格のない株式は裁判所の許可を得ることによって、売却することもできる（法198条2項）。閉鎖会社の場合には通常はこの裁判所の許可を得て、会社又は会社に関係のある者が買い取ることが選択されている。

申立てにあたっては、下記①～⑦の事実の疎明、競売に代えて売却することの相当性、売却価格の相当性という点に注意して、申立書を作成し、添付書類を提出する必要がある。

① 株主名簿上の当該株主の住所（当該株主が、別に通知・催告を受ける場所・連絡先を当該株式会社に通知した場合は、その場所又は連絡先）に対して発した通知及び催告が継続

して5年間に到達していないこと（法196条1項、197条1項1号）。

なお、「5年間継続して到達しなかった」事実の疎明は重要であり、5年間継続分の返戻封筒を疎明資料として提出するのが通例である。取締役の陳述書などの代替書面による疎明は認められていない。

- ② 当該株式について、当該株主が、継続して5年間株式会社が配当した剰余金を上記①の住所、場所又は連絡先において受領していないこと（法197条1項2号）。なお、これは無配の場合も含まれる。
- ③ （取締役会設置会社で株式会社が買い取る場合は）株式買取りについて、取締役会決議をしたこと（法197条4項）。
- ④ 株式売却について、法198条1項所定（当該株主及びその他利害関係人が一定の期間内に異議を述べるができる旨等）の公告をしたこと。
- ⑤ 当該株主に対して、株式を売却する旨及び異議を述べるができる旨の催告をしたこと（法198条1項）。
- ⑥ 当該株式について、市場価格がないこと（法197条2項）。
- ⑦ 当該株式について、買受人がいること。上記③のとおり会社が買い取ることも可能である。

#### （4）経営者又は後継者による株式譲受け

少数株主に対して株式の譲渡を求め、又は少数株主から株式譲渡の意向が示された場合に、経営者又は後継者が株式を買い取ることである。会社が株式購入資金を貸し付けることも可能であるが、経営者（取締役）に貸し付ける場合には利益相反取引として取締役会の決議を経る必要がある。

#### （5）会社による自己株式取得

少数株主に対して、会社自身への株式の譲渡を求めるということも選択肢の一つである。平成13年商法改正前までは、自己株式の取得は原則的に禁止していたが、同改正により、一定の要件のもとにこれも認められる。

自己株式の取得価額は株主への分配可能額の範囲でなければならず、かつ、その取得価額相当額は以後の分配可能額の算定上資産性を否定される。そして、次の手続により取得される。

すなわち、会社が自己株式を特定の株主から取得する場合には、①取得する株式の種類・数、②取得と引換えに交付する金銭等の内容・総額、③株式を取得することができる期間、④株主の氏名（名称）につき株主総会決議を経なければならない（法156条1項、160条1項）。そして、会社はその旨を通知することを要し（法160条2項）、事前に決議内容を知った株主は、会社に対し、議案を特定の株主として自己をも加えたものに変更するよう

請求することができる（法160条3項）。この売主追加の議案変更請求権は定款により排除可能であるが、その定めを定款変更により設ける場合には株主全員の同意を要する（法164条1項2項）。

株主総会決議に基づき会社が株式を取得するには、会社は取締役会の決議を経て、株主に  
対し、①取得する株式の数、②株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容・数  
額、③株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額、④株式の譲渡しの申込みの期日  
を通知するが（法157条1項2項、158条1項）、株主が申込みをした株式の総数が①  
を超えるときは、会社は、各株主に対して案分比例で株式の譲受けを承諾したものとみなさ  
れる。

つまり、会社が特定の株主から株式を購入しようとしても、他の株主が売りたいと手を挙  
げたときには、会社は、決議した取得する株式の数を限度として、手を挙げた株主の株式数  
に応じて、案分比例で買い取ることはできないという大きな制限がある。例えば特定の株  
主Aから100株買おうと考え、100株を株主Aから買い受ける旨の株主総会決議をし  
ようとしても、他の株主Bが自分の株式100株も買い受けて欲しいとの意思を示してき  
た場合には、結局、AとBから50株ずつ買い受けるということになるのである。

#### **（6）従業員（役員）持株会制度の導入・活用**

上記のとおり、会社が自己株式を買い取る場合には大きな制約があるが、少数株主から株  
式を譲り受けるための受け皿として、従業員持株会又は役員持株会を利用することもあり  
える。持株会の規約には従業員又は役員が退職する場合には、一定の計算式による金銭で払  
い戻す旨の定めを置き、持株会の外に株式が再分散しないようにするのである。

#### **（7）経営者又は後継者に対する第三者割当増資**

これは株式の集約化の手法というよりも、むしろ議決権割合増加の手法である。しかしな  
がら、少数株主の議決権の希釈化を主要な目的として経営者又は後継者に第三者割当増資  
を行うことは、著しく不公正な方法による新株発行（いわゆる「不公正発行」）と解され、  
差止めの対象となりえること（法210条2号）に留意が必要である。資金需要が現実にあ  
る場合等に、それを主要な目的として行う場合で、経営者側の議決権割合を増加させること  
を副次的に期待する場合には、利用を検討してよいと思われる。

もっとも、そもそも閉鎖会社において第三者割当増資を行うには株主総会の特別決議が  
必要であって（法309条2項5号）、3分の2超の割合の議決権をすでに確保していない  
と、この第三者割当増資も行えない一方で、これを行っても少数株主の保有株式自体がなく  
なるわけではないことから、株式の分散状態を解消することにはならない。

#### **（8）特別支配株主の株式等売渡請求**

自己及び完全子法人と合算して対象会社の総株主の議決権の10分の9以上を有する株主（特別支配株主）が、少数株主の有する株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債）の全部を、少数株主の個別の承諾なく、金銭を対価として取得することを可能にする制度である。対象会社には特に制約はなく、閉鎖会社も対象になる。

特別支配株主は、売渡請求をするときは、対価の額やその算定方法、取得日等を定めて（法179条の2）、対象会社に対して通知をする（法179条の3第1項）。対象会社は、取締役会でこれを承認するかどうかを判断する。この承認にあたっては、売渡請求の条件の適正性や対価交付の見込みを確認しなければならない。対象会社が承認すると、特別支配株主にその旨通知するとともに、取得日の20日前までに売渡株主に一定の事項を通知し（法179条の4）、これによって売渡請求の効果が発生する（法179条の4第3項）。売買は特別支配株主と売渡株主との間に成立することになるが、会社にこのような一定の行為を求めたものである。そして、取得日に、株式の移転の効果が発生することになる（法179条の9第1項）。

売買価格に不服がある株主は、価格決定の申立てを行うことができる（法179条の8）。法令違反や著しく不当な対価等の場合には差止めの請求ができ（法179条の7）、取得無効の訴えも可能である（法846条の2）。

特別支配株主の株式等売渡請求は、自己及び子会社の合算で90%以上を保有しているという、もともと議決権の分散の程度が高くない会社、あるいは議決権の集約化を進めてきた会社において、100%の議決権を確保するために利用が検討されることになる。そして、株式等売渡請求は、株主総会決議を要さず20日間あまりで手続が完了することから、株主総会の特別決議が可能な3分の2超で90%未満の議決権割合を有する場合には次に紹介する株式併合又は全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト、90%以上の議決権割合を有する場合には特別支配株主の株式等売渡請求を利用したスクイーズアウトが選択されるということになると思われる。

## （9）株式併合を利用したスクイーズアウト

株式併合とは、数個の株式（例えば1000株）を合わせて、それより少ない数の株式（例えば1株）にすることをいう（法180条）。そして、株式併合を利用したスクイーズアウトは、株式併合後の少数株主の保有株式数を1株未満となるように併合割合を定め、それにより生じた端株を裁判所の許可をもって売却することにより少数株主には現金を交付して保有株式を失わせるという手法により、少数株式の排除を行うスキームである。

この株式併合を行うには、株主総会の特別決議が必要である。

平成26年の会社法改正前にも、株式併合の制度自体は存在していたが、少数株主の保護制度、すなわち情報開示制度・株式買取請求権・差止請求等が整備されておらず、スクイーズアウトの手段としては不公正なものとして株主総会の決議取消リスクがあったため、ス

スクイーズアウトの場面ではほとんど利用されていなかった（スクイーズアウトの手段として一般的に用いられてきたのは、後述する全部取得条項付種類株式を利用したスキームである。）。しかし、上記のような少数株主の保護制度が整備され、実施するに際しての法的安定性も確保されたため、法改正後は、手続的に複雑煩瑣な全部取得条項付種類株式スキームに代わって、株式併合スキームが用いられるようになっている。

株式併合を利用したスクイーズアウトは、概要、次のステップで実施される（実際には、株主総会を招集するための取締役会決議、事前開示資料の備置、株主に対する個別通知、事後開示資料の備置といった詳細の手続が必要となる。）。

- ① 株主総会の特別決議により、株式併合後の少数株主の保有株式数を1株未満となるように併合割合を定めた株式併合を行う。
- ② 株式併合の結果生じた端株について、裁判所の許可を得て、会社又は第三者（大株主。議決権の集約化を行う場面では経営者又は後継者）が買い取る（法234条、235条）。これにより、少数株主は一定の対価を得るが株式は失うことになり、他方で大株主のみが会社の株式を保有することになり、スクイーズアウトが完成する。

なお、株式併合に反対する株主は、株主総会前と総会において反対をすることにより、株式買取請求をすることができ（法182条の4）、会社との間で株式の価格の決定について協議が整わなければ、裁判所に対して価格決定の申立てを行うことができる。

#### **（10）全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト**

全部取得条項付種類株式とは、2種類以上の株式を発行する株式会社が、そのうちの1つの種類の株式の全部を株主総会決議によって取得することができる旨の定款の定めがある種類の株式である（法171条1項）。

上記のとおり平成26年改正会社法の施行前には、全部取得条項付種類株式スキームが、スクイーズアウトの手法として一般的に用いられてきた。同スキームについては、その適法性についていくつかの裁判でも争われてきたが、いずれも原則的に適法との判断が示されたこともあり、法的安定性がある手法として、その利用が確立していたといえる。

全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウトは、概要、次のステップで実施される（実際には、株主総会を招集するための取締役会決議、事前開示資料の備置、株主に対する個別通知、事後開示資料の備置といった詳細の手続が必要となることは株式併合スキームの場合と同様である。）。

- ① 株主総会の特別決議により、種類株式発行会社とする定款変更を行う。
- ② 株主総会の特別決議により、全ての普通株式に全部取得条項を付す定款変更を行う。
- ③ 株主総会の特別決議により、株式（全部取得条項付種類株式）全部の取得と引き換えに別個の種類株式を交付する。この際、大株主以外には1株に満たない端株となるように割合を調整する（例えば発行済み株式総数が1000株で、うち大株主が900株、

少数株主が合計100株を保有する場合には、900株の全部取得条項付普通株式に対して1株の異なる種類の株式を交付する。これにより、少数株主は全て端株のみを保有することになる。)

なお、①から③の議案については、同一日に開催される株主総会において決議可能である。但し、②の議案については、「普通株主による種類株主総会」を別途開催し、決議を行う必要があり、これが本スキームをさらに複雑・技巧的にさせている。

- ④ 上記③実行の結果生じた端株について、裁判所の許可を得て、会社又は第三者（大株主。議決権の集約化を行う場面では経営者又は後継者）が買い取る（法234条、235条）。これにより、少数株主は一定の対価を得るが株式は失うことになり、他方で大株主のみが会社の株式を保有することになり、スクイーズアウトが完成する。

なお、本スキームに反対する少数株主は、(A) 普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に対して、会社法116・117条の株式買取請求・買取価格決定申立てを行うこと、(B) 全部取得条項が付された株式の全部取得が決議されたときに、会社法172条の取得価格決定申立てを行うことのいずれも可能である。

この点、平成26年改正会社法は、117条6項において、「株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。」と定め、定款変更の効力発生日に買取の効力が発生する（会社の自己株式になる）ことが明らかになった。したがって、株主総会決議に基づく全部取得条項付種類株式の取得日より先に普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の効力発生日が到来し、買取請求の効力が発生したときには、買取価格決定の申立てのみが可能になるということになる。

### **(11) 全部取得条項付種類株式を利用して既存株主に無議決権株式を交付するスキーム**

最後に、筆者は、上記の全部取得条項付種類株式スキームの応用として、既存株式1株に対して1株の割合で無議決権株式を交付し、さらに特定の者（議決権を集約する経営者）に普通株式を発行することにより100%の議決権を達成したスキームに関与した経験を有するので、それについて簡単に紹介する。

本スキームの狙いは、上記全部取得条項付種類株式スキームの一環としての端株買取にかかるキャッシュアウトの額をできるだけ抑えながら100%議決権を確保することにある。

本スキームは、概要、次のステップで実施される。

- ① 株主総会の特別決議により、種類株式発行会社とする定款変更を行う。
- ② 株主総会の特別決議により、全ての普通株式に全部取得条項を付す定款変更を行う。  
ここまでは、上記全部取得条項付種類株式スキームの場合と同じである。
- ③ 株主総会の特別決議により、株式（全部取得条項付種類株式）全部の取得と引き換えに別個の種類の株式（(配当優先) 無議決権株式）を、1対1の割合で交付する。

④ 株主総会の特別決議により、特定の者（経営者）に普通株式の新株を発行する（第三者割当）。

これらのステップを全て踏むことにより、少数株主は無議決権株式を取得することになり、他方で経営者のみが議決権ある株式を保有することになる。

本スキームは、安定的な配当実績と経営者に対する信頼関係がある会社でなければ事実上実施が困難であり、また、各議案の内容、効力発生日及び議案相互の条件関係を精緻に定める必要があることからスキーム作成も平易ではないが、少数株主の保有株式分のキャッシュを必然的に流出させることなく（キャッシュアウトは反対株主の買取請求に対応する分だけである。）、100%議決権を確保できるものとして、上記の実施に適した条件を有する会社であれば積極的に検討されてよいと思われる。

#### 4. 最後に

以上、株式分散対策にかかる手法を紹介してきた。株式集約化を実行するにあたっては必然的に少数株主と大株主の利害が正面から対立し、少数株主にとっては、自己の株式を手放す対価（株式評価額）の相当性はもとより、各スキームにおける手続の遵守やスキーム内容の実質的な相当性についても、厳しい吟味の対象となる。また、会社及び各株主に課税関係が生じることも多く、とくに会社にとっての課税関係はスキームの採否に直結する問題である。他方、税負担の低さという一時的な課題を優先して不合理なスキームあるいは当該会社に不適切なスキームを採用した場合には、その後に複雑な権利関係の処理に悩まされることも多い。

そのため、当該会社に適したスキームを選択し、かつ適法かつ円滑に実行していくには、法務と税務双方の経験ある専門家を正しく用いていくことが肝要である。拙稿が検討の資料とされるならば幸いである。

以上

## 筆者略歴

1994年	早稲田大学法学部卒業
1998年	弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
2005年	米国デューク大学ロースクール修士
2006年	カリフォルニア州弁護士登録
2008年～2013年	ミヤチテクノス株式会社（東証一部上場）社外監査役
2009年～	防衛省嘱託公益通報窓口
2009年～2011年	第二東京弁護士会消費者問題対策委員会副委員長 （公益通報者保護部会長）
2011年	東京三会公益通報者保護協議会議長
2011年～	株式会社レノバ（東証マザーズ上場）社外監査役
2011年～2016年	早稲田大学法科大学院非常勤講師（企業統治論）
2013年～	第二東京弁護士会事業承継研究会代表幹事
2015年～2017年	株式会社エスポア（名証セントレックス上場）社外取締役
2017年	防衛装備庁嘱託公益通報窓口

## 著書

「子会社管理の法務・税務」（共著・中央経済社）、「一問一答事業承継の法務」（共著・経済法令研究会）、「銀行窓口の法務対策 4500 講〔V〕」（共著・金融財政事情研究会）、「企業法務判例 ケーススタディ 300 企業取引・知的財産権編」（共著・金融財政事情研究会）、「製品事故にみる企業コンプライアンス（共著・金融財政事情研究会）等多数

## 主要取扱分野

事業承継・M&A、企業コンプライアンスに関する相談その他の一般企業法務、会社訴訟その他の民事・商事紛争処理全般

## 連絡先

あさひ法律事務所

〒100-8385 東京都千代田区丸の内 2-1-1 丸の内マイプラザ 13 階

URL: <http://www.alo.jp/>

TEL: 03-5219-2276

Email: [nk@alo.jp](mailto:nk@alo.jp)

掲載日：2017年6月2日